〔平15．4．15
金融小11－1〕

# 資　　　　　料

## （金融・証券税制）

# 目　次


＜平成15年度改正関係＞

・　平成15年度における税制改革についての答申（抄）－金融・証券税制－ …… 1
・　金融・証券税制の見直し（概要） …… 2
・　配当課税の見直し …… 3
・　公募株式投資信託課税の見直し …… 4
・　株式譲渡益課税の見直し …… 5
・　特定口座制度の改善・簡素化 …… 6
・　金融・証券税制の見直し(全体像) …… 7

＜金融・証券税制全般＞

・　利子・配当・譲渡所得の課税関係 …… 8
・　利子所得・配当所得の課税の概要 …… 9
・　譲渡所得の課税の概要 …… 10
・　利子・配当課税の沿革（所得税） …… 11
・　株式譲渡益課税等の沿革 …… 12
・　公募株式投資信託に対する課税の沿革 …… 13
・　日本の所得税計算の仕組み（イメージ） …… 14

・　米国の個人所得税計算の仕組み（イメージ）……………………………… 15
・　イギリスの所得税及びキャピタル・ゲイン税計算の仕組み（イメージ）……………… 16
・　ドイツの所得税計算の仕組み（イメージ）……………………………… 17
・　フランスの所得税計算の仕組み（イメージ）……………………………… 18
・　フィンランドの所得税計算の仕組み（イメージ）……………………………… 19
・　株式譲渡損失とその他の所得との損益通算の制約（国際比較）……………… 20
・　株式以外の資産の譲渡損失とその他の所得との損益通算の制約（国際比較）………… 21

＜個人住民税関係＞

・　配当所得及び株式等譲渡所得に関する個人住民税の課税方式の抜本的見直し………… 22
・　配当割及び株式等譲渡所得割の概要……………………………… 23
・　利子・配当・譲渡所得の課税の概要（住民税）……………………………… 24

# 平成15年度における税制改革についての答申（抄）
## ―あるべき税制の構築に向けて―

（平成14年11月<br>政府税制調査会）

## 第二　平成15年度税制改正における個別税目の改革

### 四　資産課税等

#### 4．金融･証券税制

少子・高齢化と経済のストック化が進展する中、金融資産に対する課税は、今後、より重要性を高めることとなる。その際、広く公平に負担を分かち合い、簡素で分かりやすい税制を構築することを基本とすべきである。また、度重なる税制改正により課税関係が頻繁に変更されることは、決して望ましいことではない。今後の見直しに当たっては、制度の安定性にも配意すべきである。

また、簡素で安定した金融税制を構築することにより、「貯蓄から投資へ」といった、わが国金融のあり方をめぐる現下の政策要請にも応えられると考える。

こうした観点から、金融・証券税制については、今後、利子・配当・株式譲渡益に対する課税について、金融商品間の中立性を確保するとともに、できる限り一体化する方向を目指すべきである。この場合、将来の改革の方向として、金融所得の一元化、二元的所得税についても、総合課税とあわせ検討すべきである。

平成15年度税制改正では、こうした方向性を視野に入れて、配当課税や株式投資信託に対する課税について、簡素化・合理化を図る。また、既存の株式譲渡益に係る優遇措置は複雑で分かりにくく、できる限り簡素化する方向で改善していく。同時に、特定口座制度についても、投資家利便の向上に資する観点での見直しを行う。

# 金融・証券税制の見直し（概要）

**見直し措置Ⅰ**

・上場株式等の配当
・公募株式投資信託の収益分配金
・上場株式等の譲渡益

⇒ 20%源泉徴収で納税が完了する仕組み（申告不要）を導入

（考え方）

・将来の「利子・配当・株式譲渡益の課税の一体化」に向けた措置
・投資家利便向上のため、源泉徴収のみで納税を完了できる仕組みの導入（申告不要）

**措置内容（概要）**

【配当】
— 20%（国税 15%、地方税 5%）の源泉徴収による申告不要制度の導入
— 配当割（5%）の創設（地方税）

【公募株式投資信託】
— 償還（解約）損と株式譲渡益との通算

【株式譲渡益】
— 特定口座の改善・簡素化（実額源泉分離課税の実現）
— 株式等譲渡所得割の創設（地方税）

**見直し措置Ⅱ**

ただし、当面の優遇措置として
今後5年間は10%の優遇税率を適用

（考え方）

・「貯蓄から投資へ」の対応を一層明確化
・分かり易く簡素な優遇措置の導入

**措置内容（概要）**

| | |
|---|---|
| 【配当】 | H15.4～H20.3 |
| 【公募株式投資信託】 | H16.1～H20.3 |
| 【株式譲渡益】 | H15.1～H19.12 |

⇒ 税率10%（国税 7%、地方税 3%）

# 配当課税の見直し

【改正前】

<table>
<tr><th rowspan="2" colspan="2">区　　分</th><th colspan="2">概　　要</th></tr>
<tr><th>所得税</th><th>住民税</th></tr>
<tr><td colspan="2">利益の配当・剰余金の分配等</td><td>総合課税<br>（20%の源泉徴収）</td><td rowspan="2">総合課税</td></tr>
<tr><td></td><td>・1銘柄当たり1回25万円（年1回50万円）未満<br>かつ<br>・発行済株式総数の5%未満</td><td>源泉分離選択課税<br>（35%の源泉徴収）</td></tr>
<tr><td></td><td>・1銘柄当たり1回5万円（年1回10万円）以下</td><td>確定申告不要<br>（20%の源泉徴収）</td><td>非課税</td></tr>
</table>

（注）総合課税においては配当控除の適用あり

| 配当控除率 | 所得税 | 住民税 |
|---|---|---|
| ・課税所得金額が1,000万円以下の部分 | 10% | 2.8% |
| ・課税所得金額が1,000万円超の部分 | 5% | 1.4% |

【改正後：平成15年4月～】

○ 大口（保有割合 5%以上）以外の上場株式の配当等の場合

| 所得税・住民税 |
|---|
| 20%源泉徴収<br>（申告不要）<br><br>※ 1. 所得税15%、住民税5%<br>2. 総合課税（配当控除適用）の選択可 |

**今後5年間（H 15.4 ～ H 20.3）**
**源泉徴収税率　20% → 10%**

# 公募株式投資信託課税の見直し

【改正前：～平成15年12月】

| | 収益分配金 | 譲渡損益 |
|---|---|---|
| 公社債 | 20%源泉分離課税<br>(利子並み課税) | ・譲渡益は非課税<br>・譲渡損はないものとみなす |
| 公社債投資信託 | | |
| 株式投資信託 (公募) | | |
| 株式投資信託 ETF等 | 原則総合課税 | 申告分離課税 |
| 上場株式等 | | |

【改正後：平成16年1月～】

| | 収益分配金 | 譲渡損益 |
|---|---|---|
| 公社債 | 20%源泉分離課税 | ・譲渡益は非課税<br>・譲渡損はないものとみなす |
| 公社債投資信託 | | |
| 株式投資信託 (公募) | 20%源泉徴収<br>(申告不要)(注) | 申告分離課税 |
| 株式投資信託 ETF等 | | |
| 上場株式等 | | |

(注) 総合課税(配当控除適用)の選択可

【～H 15. 12 】

① 収益分配金に対し、20%の源泉分離課税
(いわゆる「利子並み」課税)

② 償還(解約)損 の通算不可

【 H 16. 1～ 】

① 収益分配金に対し、20%の源泉徴収(申告不要)

H 16.1～H 20.3
源泉徴収税率 20% → 10%

② 償還(解約)損 と 株式譲渡益 との通算可

# 株式譲渡益課税の見直し

【改正前】

- 上場株式等の税率　20%
- 損失の繰越控除（翌年以後3年間）

H 17年末までに譲渡

- 1年超保有上場株式等　税率10%
- 〃　100万円特別控除

H 14年末までに購入

- 1,000万円非課税措置

【改正後】

- 上場株式等の税率　20%
- 損失の繰越控除（翌年以後3年間）

H 15. 1～H 19. 12

- 上場株式等の税率

20%　⇒　10%

（注 1）「1年超保有上場株式等に対する特例」は廃止
（注 2）「1,000万円非課税措置」は存続

【改正前】

特定口座制度の創設

【改正後】

特定口座制度の改善・簡素化
（源泉徴収口座）

「実額」源泉分離課税の実現

- 源泉徴収方式の改善
- 「タンス株」の受入れ
- 「年間取引報告書」の省略

# 特定口座制度の改善・簡素化

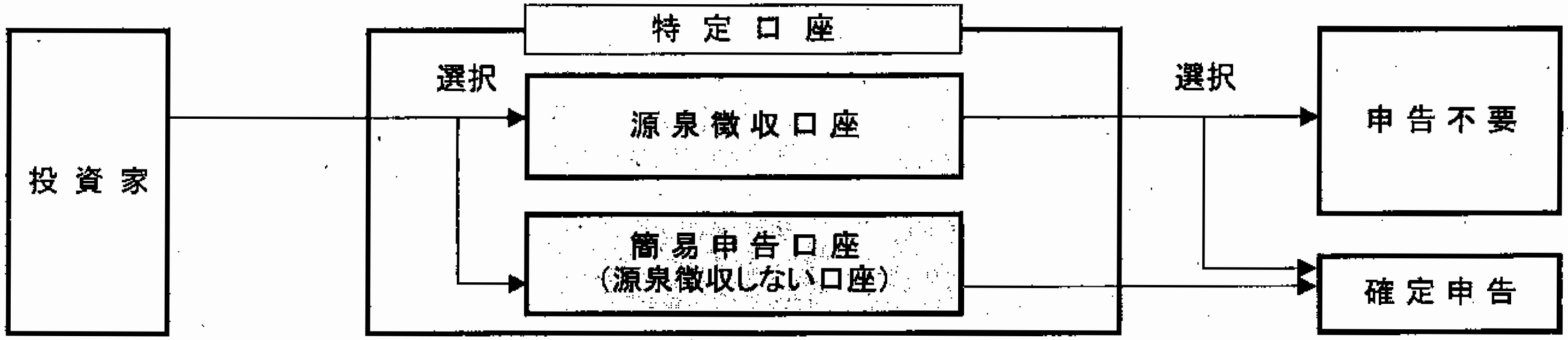


## ○ 源泉徴収口座を利用すれば、税務署等への申告なしで納税が完了(申告不要の実現)

- 源泉徴収方式の改善(年間分一括納付方式への変更)
- 地方税でも源泉徴収(特別徴収)の仕組みを採用(平成16年1月～)

## ○ 「タンス株」(自己保管上場株式等)の受入れ(平成15年4月1日から平成16年12月31日まで)

- 取得価額は、実際の取得価額 と 平成13年10月1日の終値の80% の選択

⇒ 平成15年4月1日から平成16年12月31日までの間、事実上、特定口座にタンス株を含めた<u>全ての上場株式等</u>を、実際の取得価額又はみなし取得価額(平成13年10月1日の終値の80%)で入れられるようになる。

## ○ 「年間取引報告書」の省略

- 源泉徴収口座に係る「年間取引報告書」について、税務署・市区町村への送付を取り止め

# 金融・証券税制の見直し（全体像）

## 上場株式等の譲渡益

- （〜15.1）源泉分離課税 or 申告分離課税（26%）
- 15.1〜16.1：10%｛所得税：7%の源泉徴収（申告不要）（注）／住民税：3%の賦課決定｝
- 16.1〜20.1：10%の源泉徴収（申告不要）（所得税：7%、住民税：3%）
- 20.1〜：20%の源泉徴収（申告不要）（所得税：15%、住民税5%）

※ 15年1月以降は特定口座（源泉徴収口座）を利用

（注） 15年1〜3月は15%で源泉徴収した上で年末調整を行う

## 上場株式等の配当（大口以外）

- （〜15.4）原則総合課税
- 15.4〜16.1：10%の源泉徴収（申告不要）（所得税：10%、住民税：非課税）
- 16.1〜20.4：10%の源泉徴収（申告不要）（所得税：7%、住民税：3%）
- 20.4〜：20%の源泉徴収（申告不要）（所得税：15%、住民税5%）

（注） 総合課税（配当控除適用）の選択可

## 公募株式投資信託

- （〜16.1）20%の源泉分離課税（所得税：15%、住民税：5%）
- 16.1〜20.4：10%の源泉徴収（申告不要）（所得税：7%、住民税：3%）
- 20.4〜：20%の源泉徴収（申告不要）（所得税：15%、住民税5%）
- （〜16.1）<償還（解約）損の通算不可>
- 16.1〜：償還（解約）損と株式譲渡益との通算可

（注） 16年1月以降は総合課税（配当控除適用）の選択可

# 利子・配当・譲渡所得の課税関係

| | | | 所得税法 | 租税特別措置法 |
|---|---|---|---|---|
| 利子所得 | 預貯金及び公社債の利子等 | | 総合課税 | 源泉分離課税 |
| 配当所得 | 公募株式投資信託の収益の分配等 | | 総合課税（配当控除適用有） ⇔ | 確定申告不要（源泉徴収のみ）（対象上限なし） |
| 配当所得 | 利益の配当 | 上場株式等の配当（大口以外）等(注) | 総合課税（配当控除適用有） ⇔ | 確定申告不要（源泉徴収のみ）（対象上限なし） |
| 配当所得 | 利益の配当 | 上記以外 | 総合課税（配当控除適用有） ⇔ | 確定申告不要（源泉徴収のみ）（一定額以下のものに限る） |
| 譲渡所得 | 株式等 | 上場株式等 | 総合課税 | 申告分離課税<br>確定申告不要（源泉徴収口座に限る）（源泉徴収のみ） |
| 譲渡所得 | 株式等 | 上記以外 | 総合課税 | 申告分離課税 |
| 譲渡所得 | 土地等 | | 総合課税 | 申告分離課税 |
| 譲渡所得 | その他の資産 | | 総合課税 | ―― |

（注）「上場株式等の配当（大口以外）」とは、その株式の保有割合が発行済株式総数の5%未満である者が支払を受ける配当をいう。

# 利子所得・配当所得の課税の概要

| 利子所得 | 概要 |
| --- | --- |
| 預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配等 | 源泉分離課税<br>（所得税　15％）　〔住民税　5％〕 |

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">配当所得</th><th colspan="2">概要</th></tr>
<tr><th>所得税</th><th>住民税</th></tr>
<tr><td colspan="3">公募株式投資信託の収益の分配等<br>（注１）</td><td colspan="2" rowspan="2">総合課税<br>又は<br>申告不要<br>（15％の源泉徴収）　〔５％の特別徴収〕<br>※15年４月～20年３月までの間に支払を受ける場合には、所得税及び住民税あわせて10％の源泉徴収　（注３）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利益の配当・剰余金の分配</td><td colspan="2">上場株式等の配当（大口以外）等<br>（注２）</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外</td><td>総合課税<br>（20％の源泉徴収）</td><td rowspan="2">総合課税</td></tr>
<tr><td></td><td>1回の支払配当の金額が5万円（年1回10万円）未満のもの</td><td>確定申告不要<br>（20％の源泉徴収）</td></tr>
</table>

（注）1.　公募株式投資信託の収益の分配等については、平成15年12月までは利子と同様の課税が行われ、16年１月から上記の課税が行われる。
2.　「上場株式等の配当（大口以外）」とは、その株式等の保有割合が発行済株式総数の５％未満である者が支払を受ける配当をいう。
3.　配当・収益の分配等に係る源泉徴収税率(10%)は、平成15年４月～12月は所得税10％・住民税非課税、16年１月～20年３月は所得税７％・住民税３％が適用される。

（備考）平成15年４月現在の税法による。

# 譲渡所得の課税の概要

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2"></th><th rowspan="2">譲渡益</th><th colspan="2">譲渡損</th></tr>
<tr><th>損益通算</th><th>損失の繰越控除</th></tr>
<tr><td rowspan="4">譲渡所得</td><td rowspan="2">株式等</td><td>上場株式等</td><td>申告分離課税<br>(譲渡所得×20%(所15%、住5%)<br>⇩<br><平成15年～19年><br>10%(所7%、住3%))</td><td rowspan="2">同一年分の他の所得との通算不可<br>(同一年分の株式等に係る譲渡所得等との通算可)</td><td>翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除可</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>申告分離課税<br>(譲渡所得×26%(所20%、住6%))</td><td>損失の繰越控除不可</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地等・建物等<br>(所有期間5年超)<br>(注1)</td><td>申告分離課税<br>(譲渡所得×26%(所20%、住6%)<br>※ 特別控除の適用あり)</td><td>同一年分の他の所得との通算可</td><td>損失の繰越控除不可<br>(但し、一定の居住用財産の譲渡損失等は3年間の繰越控除可)</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の資産<br>(注2)</td><td>総合課税<br><短期><br>譲渡所得<br><長期><br>(譲渡所得×1/2)<br>※特別控除の適用あり<br>×累進税率</td><td>同一年分の他の所得との通算可</td><td>損失の繰越控除不可<br>(但し、青色申告者の場合は、一定の要件の下、3年間の繰越控除可)</td></tr>
</table>

(注1)土地等・建物等(所有期間5年以内)の譲渡益に対する課税は、①譲渡所得×52%(所40%、住12%)と②総合課税による上積税率×110%とのいずれか多い方の税額による申告分離課税であり、譲渡損については、所有期間5年超のものと同様である。

(注2)その他資産の「長期」とはその資産の取得の日以後5年を超えて行われる譲渡を指し、「短期」とはその資産の取得の日以後5年以内に行われる譲渡を指す。

## 利子・配当課税の沿革（所得税）

| 年次 | 利子所得 | 配当所得 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 昭和 | | | |
| 22 | ・総合課税（源泉徴収あり）<br>— 源泉分離選択可 | ・総合課税（源泉徴収あり） | |
| 23 | | ・配当控除創設 | |
| 25 | — 源泉分離選択廃止 | — 源泉徴収廃止 | |
| 26 | — 源泉分離選択可 | | 26 証券投資信託制度の創設（収益分配→配当所得） |
| 27 | | — 源泉徴収復活 | |
| 28 | ・源泉分離課税 | | |
| 30 | ・非課税 | | |
| 32 | ・長期→非課税<br>短期→源泉分離課税 | | |
| 34 | ・源泉分離課税 | | |
| 36 | | | 36 公社債投資信託の創設（収益分配→利子所得） |
| 39 | | | 39 公社債投資信託以外の公募証券投資信託の課税方式変更（配当課税→利子並み課税） |
| 40 | | — 1銘柄年50万円未満等→源泉分離選択可<br>1銘柄年 5万円以下等→申告不要 | |
| 46 | ・総合課税<br>— 源泉分離選択可 | | |
| 49 | | — 1銘柄年50万円未満等→源泉分離選択可<br>1銘柄年10万円以下等→申告不要 | |
| 63 | ・源泉分離課税 | | 63 金融類似商品の課税見直し（差益等→利子並み課税） |
| 平成 | | | |
| 15 | | — 源泉分離選択課税廃止<br>— 申告不要の適用上限額の撤廃（大口以外の上場株式等） | 16 公社債投資信託以外の公募証券投資信託の課税方式変更（利子並み課税→配当課税） |

（注）個人住民税における取扱い
利子所得：昭和63年4月以降は一律分離課税（それ以前は、所得税において総合課税を選択したものについて総合課税）。
配当所得：原則総合課税。平成16年1月以降は特別徴収（申告不要）を導入（配当割の創設）。

# 株式譲渡益課税等の沿革

| | 株式譲渡益課税 | 有価証券取引税 |
|---|---|---|
| 昭和28年度 | ・総合課税　→　原則非課税化<br>（回数多、売買株式数大、事業譲渡類似の場合は総合課税） | ・導入 |
| 平成元年度 | （消費税導入）<br>・原則非課税　→　課税化<br>次のいずれかの方式を選択（申告分離課税／源泉分離課税（みなし利益方式）） | ・税率引下げ |
| 平成10年度 | ・10年度税制改正要綱<br>「三1(3)株式等譲渡益課税<br>（注）有価証券取引税及び取引所税については、平成11年末までに金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して見直し、株式等譲渡益課税の適正化と併せて廃止する。」 | ・税率引下げ |
| 平成11年度 | ・申告分離課税への一本化 ―― 一体として法改正 ――<br>（源泉分離課税の廃止）<br>↓ | ・廃止<br>（税収2000億円／ピーク時2兆円弱） |
| 平成13年度 | 一本化の２年間延期（13年４月⇒15年４月） | |
| 平成13年６月 | ・1年超保有上場株式等に係る100万円特別控除制度の創設　〔※〕 | |
| 平成13年11月 | ・申告分離課税への一本化前倒し（15年４月⇒15年１月）<br>・申告分離課税の税率引下げ<br>（上場株式等　26%⇒20%（15年～）／１年超保有上場株式等　20%⇒10%（15年～17年）　〔※〕）<br>・上場株式等の譲渡損失の繰越控除制度の創設（15年～）<br>・緊急投資優遇措置の創設<br>（購入額1,000万円までの譲渡益非課税措置） | |
| 平成14年度 | ・特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算及び申告不要の特例制度の創設 | |
| 平成14年11月 | ・特定口座制度の見直し等 | |
| 平成15年度 | ・上場株式等に係る優遇措置の見直し<br>（上場株式等に係る税率の引下げ　20%⇒10%（15年～19年）／１年超保有上場株式等の暫定税率（10%）の廃止／１年超保有上場株式等に係る100万円特別控除制度の廃止）<br>・源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）における源泉徴収方式の改善（16年～） | |

〔※〕平成15年度税制改正において制度が廃止された。

# 公募株式投資信託に対する課税の沿革

| | 収益分配時 | 償還・解約時 | | 譲渡時 |
|---|---|---|---|---|
| | 期中収益分配<br>（注1） | 収益分配部分<br>（注2） | 元本との差損部分<br>（注2） | 譲渡による収益 |
| 昭和28年8月～ | 配当課税 | 株式譲渡益→譲渡所得・非課税<br>株式配当金→配当所得・総合課税<br>利　　子→利子所得・源泉分離課税<br>（注3） | ・損失はないものとみなす | ・譲渡益は非課税<br>・譲渡損はないものとみなす<br>（注5） |
| 昭和33年4月～ | | 配当課税 | | |
| 昭和39年4月～ | 利子並み課税 | 利子並み課税 | | |
| 平成16年1月～ | 配当課税 | 配当課税 | ・譲渡損失<br>（注4） | ・申告分離課税 |

（注1）オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち元本の払戻相当額分については、昭和32年より非課税とされている。
（注2）平成12年4月に収益分配ルールとして個別元本方式を採用してからは、一般的に元本と取得価額は一致しており、その差額部分は生じない。
（注3）昭和28年～33年においては、償還・解約時の収益の分配に対する課税は、その収益の源泉の所得の区分に応じてなされていた。
（注4）平成16年1月より、その差損（償還（解約）損）と株式譲渡益との通算が可能となった。
（注5）昭和28年～63年は、株式、公社債等の有価証券の譲渡益は原則非課税。

# 日本の所得税計算の仕組み（イメージ）

未定稿

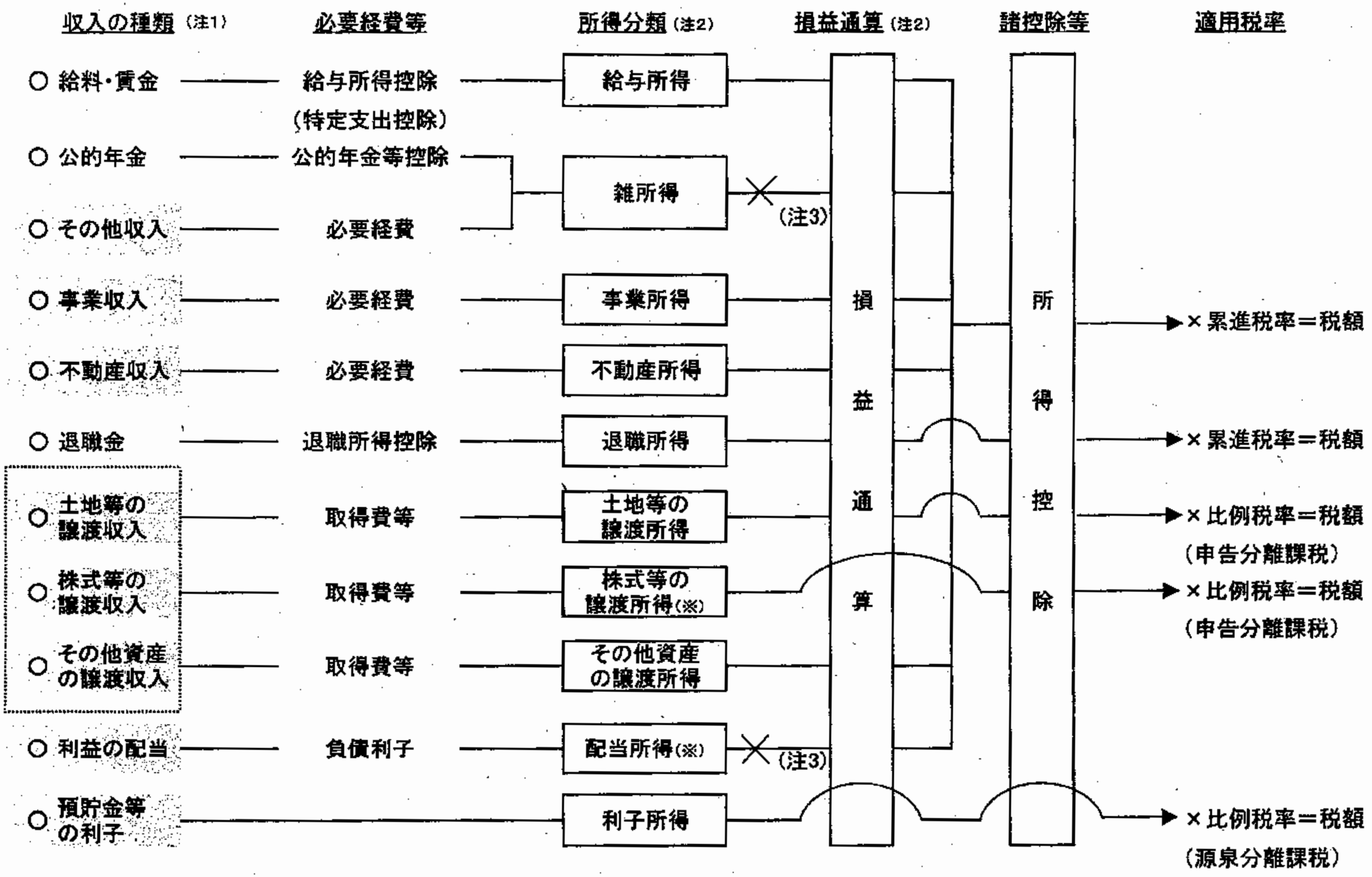


（注1）主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「一時所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。
（注2）各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。
（注3）これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。
（※）「株式等の譲渡所得」及び「配当所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる（確定申告不要）。

未定稿

# 米国の個人所得税計算の仕組み（イメージ）

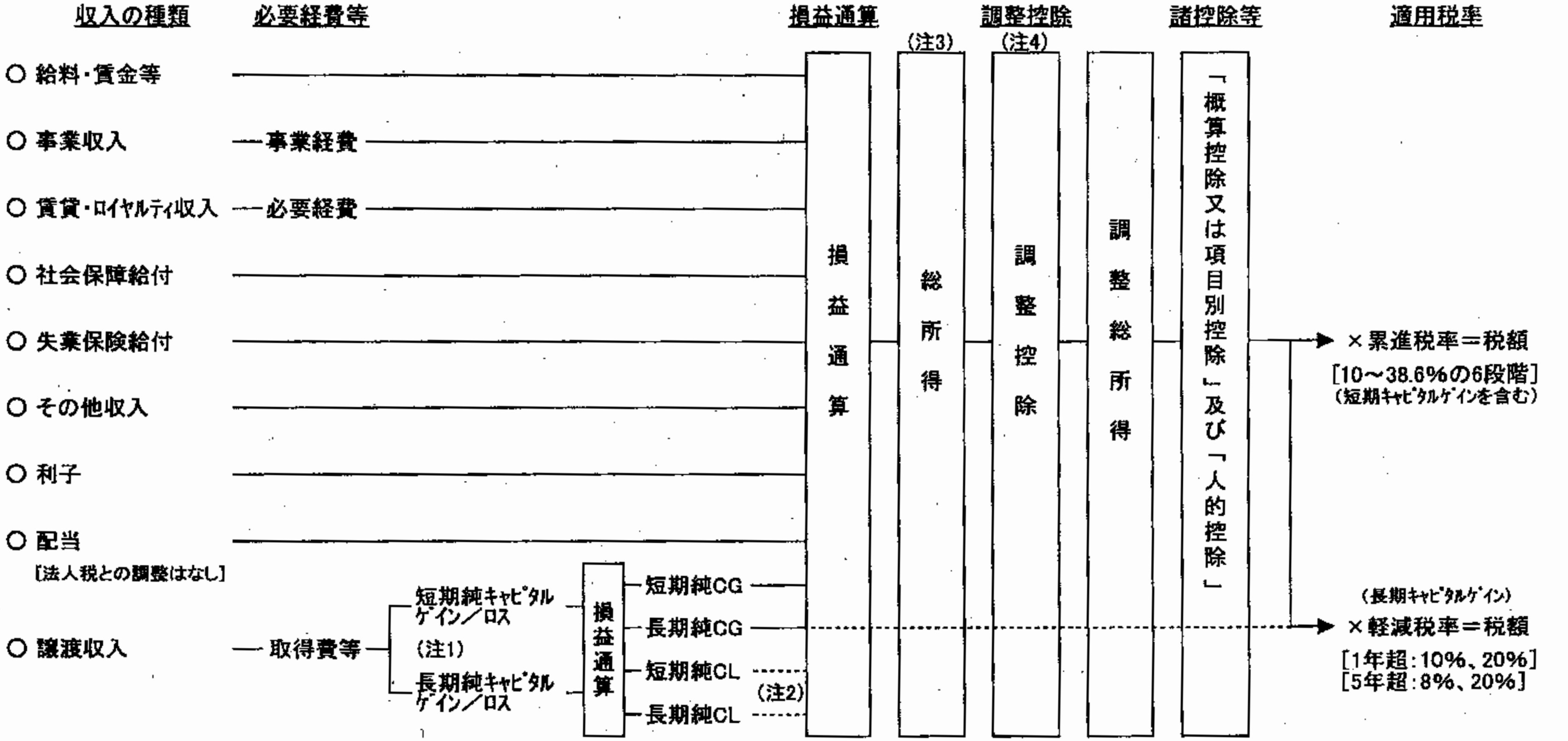


(注1) キャピタルゲイン・ロスに係る損益通算については、まず短期（1年以下保有）・長期（1年超保有）ごとに通算し、次に短期純譲渡損益と長期純譲渡損益を通算をする。（損益通算後、）短期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算して通常所得のブラケットに応じた通常の税率が適用され、長期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算した場合の所得ブラケットに応じた通常とは異なる軽減税率が適用される。

(注2) 短期純キャピタルロス、長期純キャピタルロスが生じた場合には、3,000ドル（約36万円）を限度に総所得からの控除が可能であり、短期・長期の順で他の所得と損益通算し、通算しきれない場合には無期限の繰越しが認められる。

(注3) 原則として、全ての源泉より生じる所得は、法律上別段の定めのある場合を除き、総所得金額に含まれる（所得区分なし）。

(注4) 調整控除には、教員経費、IRA掛金、学生ローン利子、転勤費用、自営業者税の50%等の控除が認められている。

(注5) 上記損益通算については、この他に、自らが実質的に事業を行っているとはいえない投資（受動的活動）に係る損失（例えば、リミテッド・パートナーシップに係る損失等）について、受動的活動に係る所得以外の他の種類の所得（例えば、事業、給与、利子・配当等を源泉とするもの）とは通算出来ないこととする原則（パッシブ・アクティビティ・ロス・ルール）が1986年に導入されている。

# イギリスの所得税及びキャピタル・ゲイン税計算の仕組み（イメージ）

未定稿

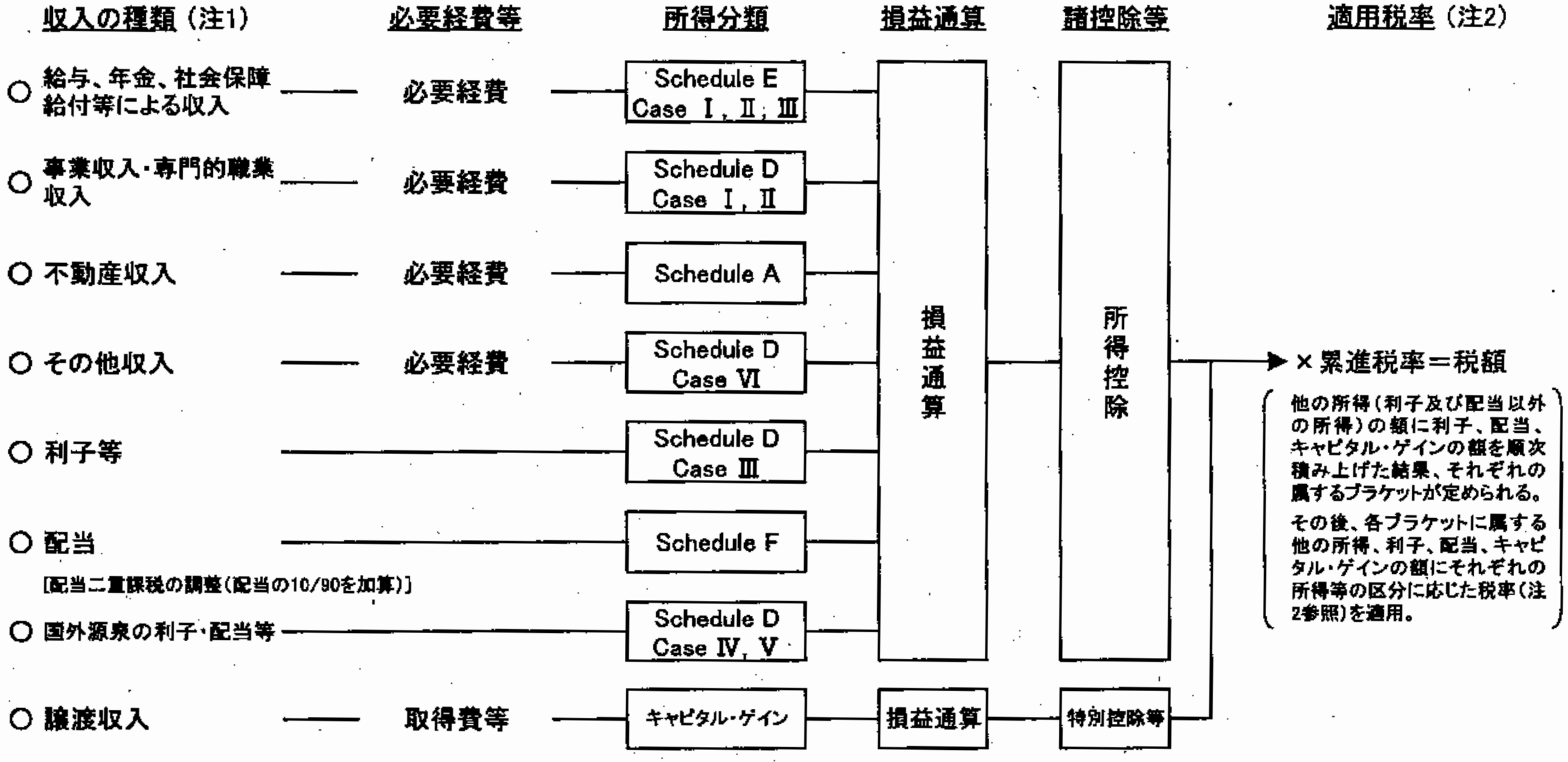


（注1）個人の所得については所得税が課税され、個人のキャピタル・ゲインについてはキャピタル・ゲイン税が課税される。
（注2）利子及び配当以外の所得、利子、配当及びキャピタル・ゲインに適用される税率はそれぞれ以下のとおりである。

| 課税所得（ポンド） | 利子及び配当以外の所得 | 利子 | 配当 | キャピタル・ゲイン |
|---|---|---|---|---|
| ～1,920 | 10% | 10% | 10% | 10% |
| 1,921～29,900 | 22% | 20% | 10% | 20% |
| 29,901～ | 40% | 40% | 32.5% | 40% |

# ドイツの所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿

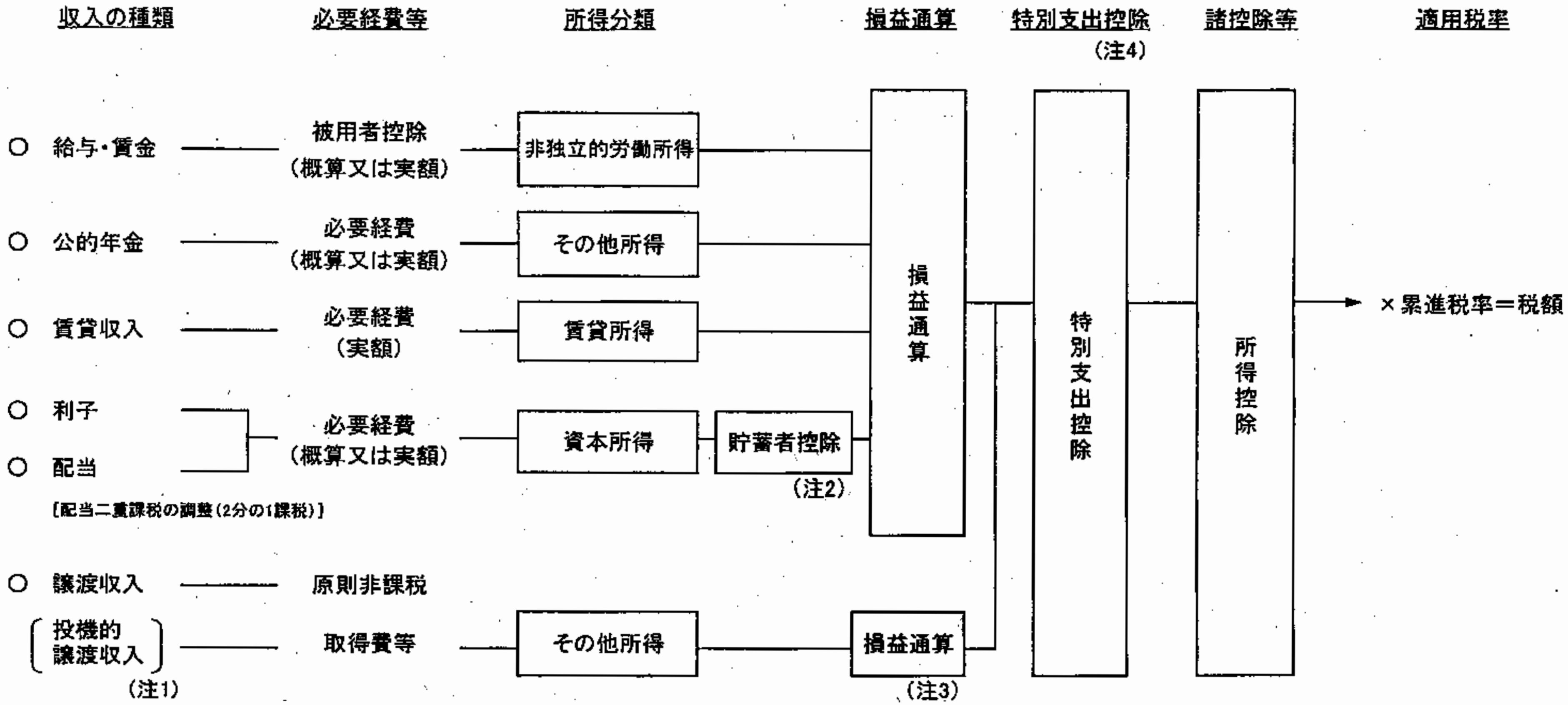


(注1) 譲渡収入は、原則として非課税とされているが、1年未満保有の有価証券の譲渡、10年未満保有の土地の譲渡等については、投機売買とみなされ課税対象となる。

(注2) 利子等の資本所得については、必要経費の控除後、年間1,550ユーロの貯蓄者控除が存在する。

(注3) 投機売買による譲渡損失がある場合には、投機売買による譲渡益とのみ内部通算が可能である。通算後なお譲渡益がある場合には(但し、年間投機所得が512ユーロ未満の場合は免税)、他の所得と合算して総合課税され、また、内部通算後、譲渡損がある場合には、損失の繰戻し(1年)及び繰越し(無期限)が認められる(他の所得との損益通算不可)。

(注4) 社会保険料、生命保険料、税務相談料、研修費等については、特別支出として概算又は実額による控除が認められる。

# フランスの所得税計算の仕組み（イメージ）

未定稿

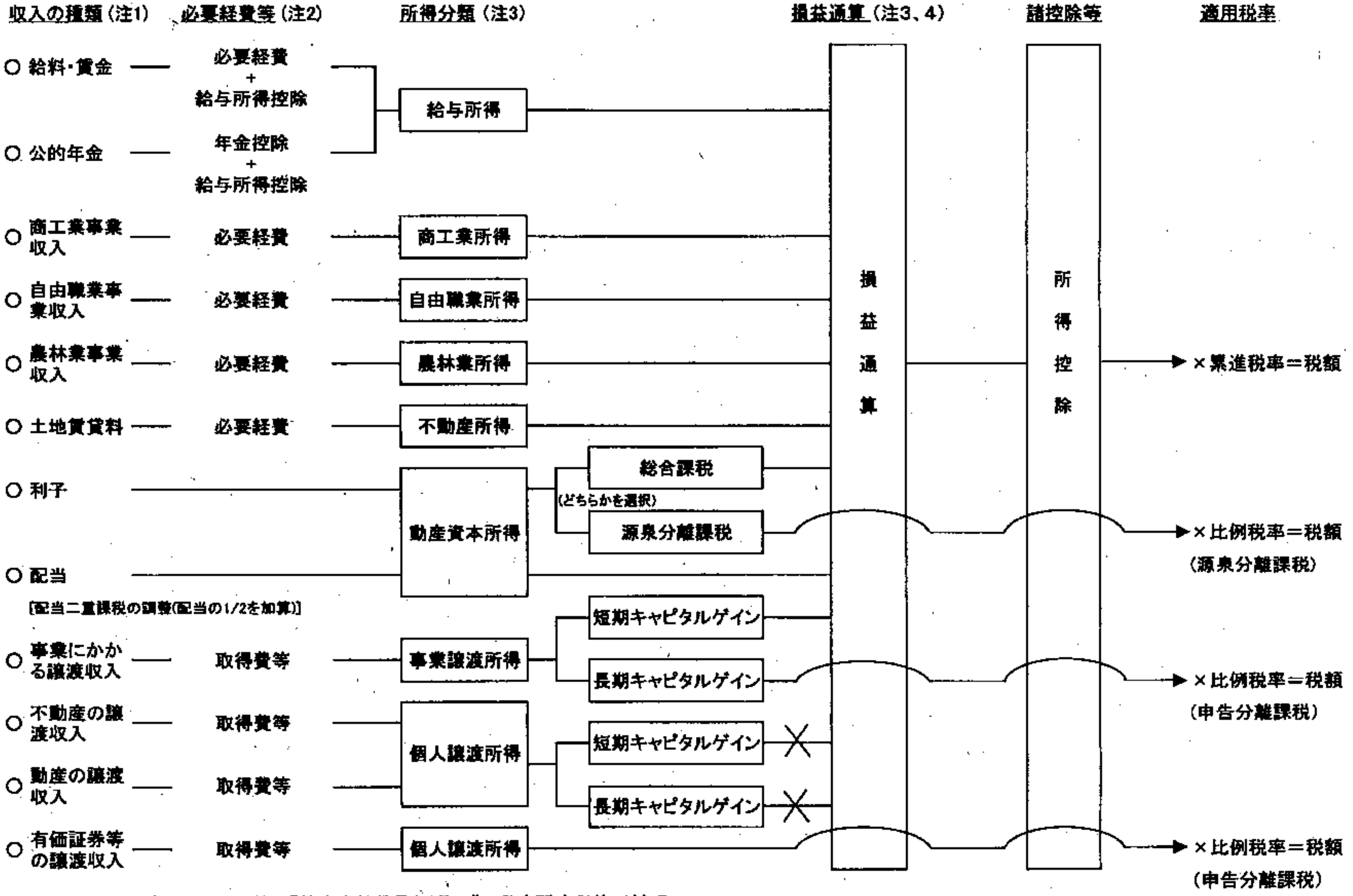


（注1）主な収入を掲げており、この他に「特定会社役員報酬」、「不動産関連利益」がある。
（注2）給料・賃金にかかる必要経費については、概算控除と実額控除の選択が可能。
（注3）各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等の適用がある場合がある。
（注4）不動産、動産の譲渡収入に関しては、キャピタルロスは通算されず、キャピタルゲインのみ総合課税される。長期キャピタルゲインに関しては5分5乗法が適用される。

# フィンランドの所得税計算の仕組み（イメージ）

未定稿

（2001年現在）

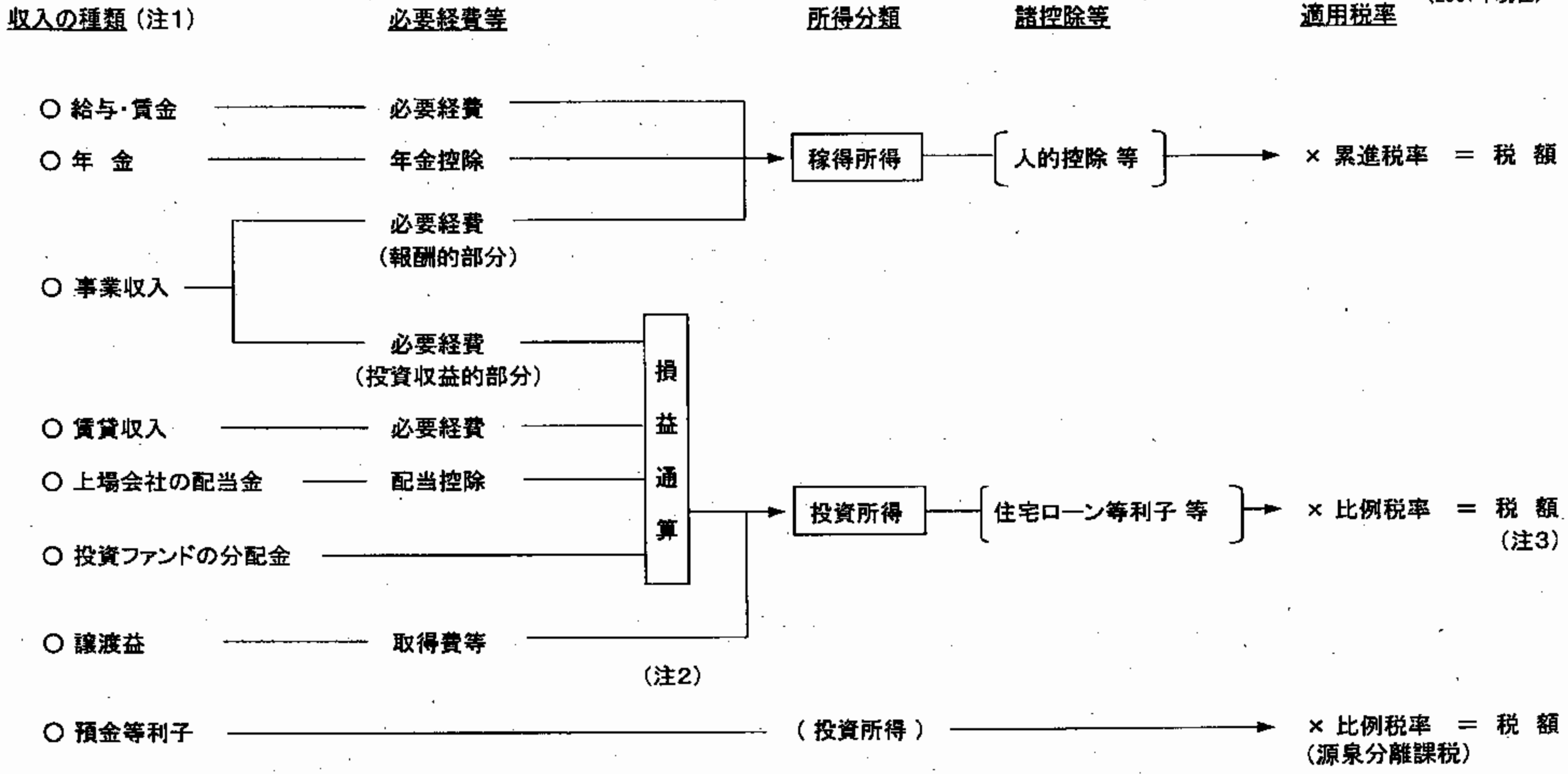


（注1）税法で例示されている主なものを掲げている。
（注2）譲渡損は、他の投資所得と損益通算できない。
（注3）投資所得が負となった場合、これに投資所得に係る税率（29%）を乗じた額を稼得所得に係る税額から税額控除可。
（注4）預金、不動産等の資産に対しては、富裕税（税率：純資産額×0.9%）が別途課されている。

# 株式譲渡損失とその他の所得との損益通算の制約（国際比較）

未定稿

| | 日本 | | アメリカ | | イギリス | | スウェーデン | | フィンランド | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 課税方式 | 譲渡損失の損益通算 | 課税方式 | 譲渡損失の損益通算 | 課税方式 | 譲渡損失の損益通算 | 課税方式 | 譲渡損失の損益通算 | 課税方式 | 譲渡損失の損益通算 |
| 株式譲渡益 | 申告分離課税 | ○ | 総合課税 | ○ | 総合課税 | ○ | 分離課税 | ○ | 分離課税 | ○ |
| 利子 | 源泉分離課税 | × | 総合課税 | △（注1） | 総合課税 | × | 分離課税 | △（注2） | 源泉分離課税 | × |
| 配当 | 総合課税 | × | 総合課税 | △（注1） | 総合課税 | × | 分離課税 | △（注2） | 分離課税 | × |
| 事業 | 総合課税 | × | 総合課税 | △（注1） | 総合課税 | × | 分離課税 | △（注2） | 分離課税 | × |
| | | | | | | | 総合課税 | ×（注3） | 総合課税 | × |
| 給与 | 総合課税 | × | 総合課税 | △（注1） | 総合課税 | × | 総合課税 | ×（注3） | 総合課税 | × |

（注）1　土地の譲渡損失等を含めて3,000ﾄﾞﾙ（約36万円）を限度に可。
　　2　株式等の有価証券の譲渡損は、有価証券の譲渡益から控除し、控除しきれない部分は、その70%を他の資産性所得から控除できる。
　　3　資産性所得の合計が負の場合、10万クローネ（約130万円）までの部分はその30%を、10万クローネ超の部分はその21%を、勤労性所得に係る税額から税額控除できる。
（備考）ドイツにおいては、原則として株式譲渡益は非課税である。投機売買は課税対象となるが、損失が発生した場合、投機売買による利益とのみ通算が認められる。フランスにおいては、譲渡損失と一般の所得（利子・配当含む）との損益通算が認められていない。

# 株式以外の資産の譲渡損失とその他の所得との損益通算の制約（国際比較）

未定稿

| | 日本 | | アメリカ | | イギリス | | スウェーデン | | フィンランド | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 課税方式 | 譲渡損失の損益通算 | 課税方式 | 譲渡損失の損益通算 | 課税方式 | 譲渡損失の損益通算 | 課税方式 | 譲渡損失の損益通算 | 課税方式 | 譲渡損失の損益通算 |
| 資産譲渡益 | 総合課税 | ○ | 総合課税 | ○ | 総合課税 | ○ | 分離課税 | ○（注2） | 分離課税 | ○ |
| 利子 | 源泉分離課税 | × | 総合課税 | △（注1） | 総合課税 | × | 分離課税 | ○（注2） | 源泉分離課税 | × |
| 配当 | 総合課税 | ○ | 総合課税 | △（注1） | 総合課税 | × | 分離課税 | ○（注2） | 分離課税 | × |
| 事業 | 総合課税 | ○ | 総合課税 | △（注1） | 総合課税 | × | 分離課税 | ○（注2） | 分離課税 | × |
| | | | | | | | 総合課税 | ×（注3） | 総合課税 | × |
| 給与 | 総合課税 | ○ | 総合課税 | △（注1） | 総合課税 | × | 総合課税 | ×（注3） | 総合課税 | × |

（注）1　株式の譲渡損失等を含めて3,000ドル(約36万円)を限度に可。但し、個人的な使用目的で保有されている財産については、災害や盗難等による損失を除き、処分から生じた損失の通算は認められない。
2　資産の種類により、損益通算の限度額は異なる(例えば自己居住用不動産の譲渡損は3分の2まで、債権の譲渡損は全額控除できる)。
3　資産性所得の合計が負の場合、10万クローネ(約130万円)までの部分はその30%を、10万クローネ超の部分はその21%を、勤労性所得に係る税額から税額控除できる。

（備考）ドイツにおいては、原則として譲渡益は非課税である。投機売買は課税対象となるが、損失が発生した場合、投機売買による利益とのみ通算が認められる。フランス(事業に係る短期譲渡損を除く)においては、譲渡損失と一般の所得(利子・配当含む)との損益通算が認められていない。

# 配当所得及び株式等譲渡所得に関する個人住民税の課税方式の抜本的見直し

1　上場株式等の配当及び源泉徴収口座内の株式等譲渡所得について、特別徴収（「源泉徴収」）制度を導入する。

＜基本的スキーム図＞

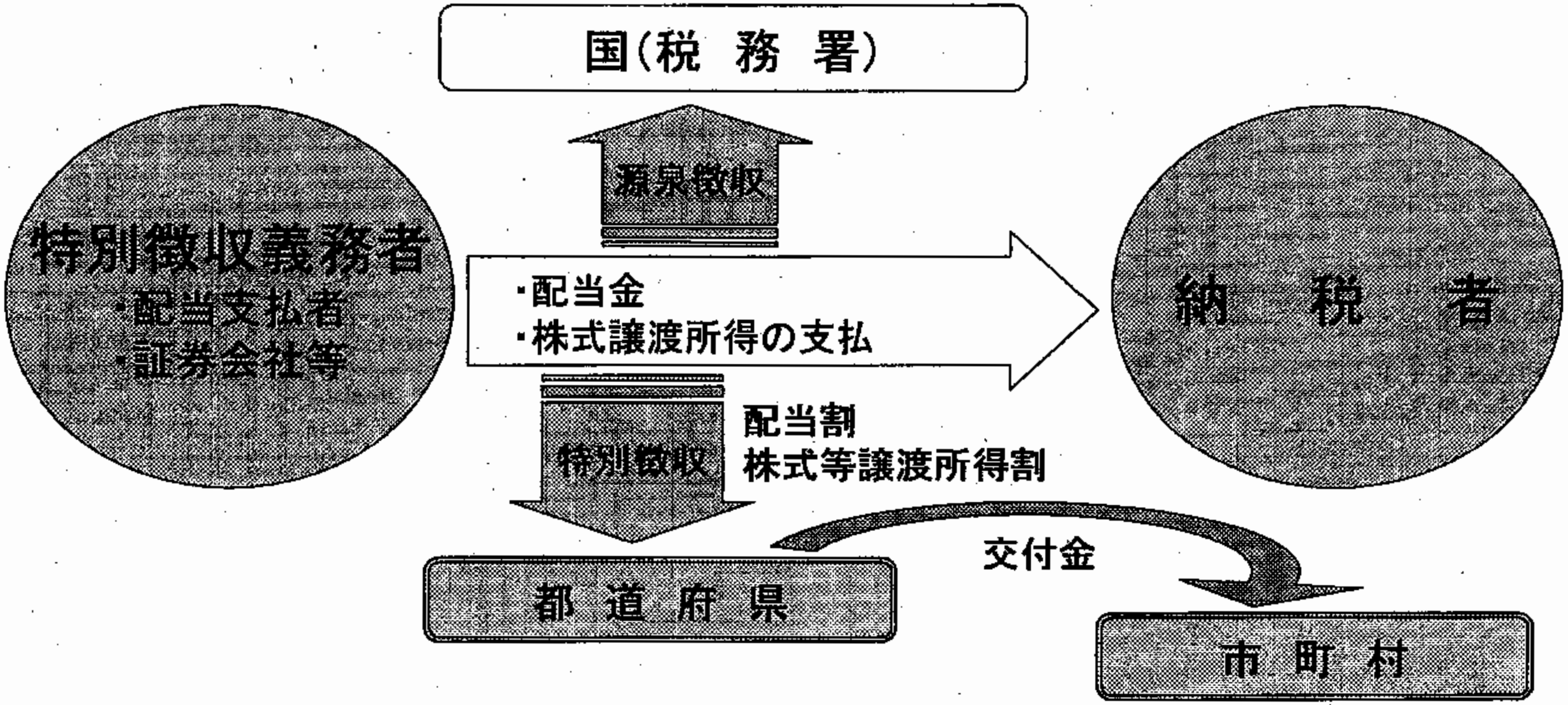


税率は５％（平成16年1月～平成20年3月までの配当及び平成16年１月～平成19年12月までの源泉徴収口座内株式譲渡所得については３％の軽減税率を適用）。

2　施行時期は平成16年1月

（注）申告があった場合は、税額精算・還付（所得税と同様）

## 配当割及び株式等譲渡所得割の概要

| | 配　当　割 | 株式等譲渡所得割 |
|---|---|---|
| ①課税主体 | 都道府県 | |
| ②納税義務者 | 都道府県内に住所を有する個人で一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の支払を受けるもの | 都道府県内に住所を有する個人で所得税において源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収口座）における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受けるもの |
| ③課税標準 | 特定配当等の額 | 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額（特定株式等譲渡所得金額） |
| ④税率 | ５％（所得税15%）<br>（平成16年１月１日～平成20年３月31日の間は３％（所得税７％）） | ５％（所得税15%）<br>（平成16年１月１日～平成19年12月31日の間は３％（所得税７％）） |
| ⑤徴収方法等 | 都道府県内に住所を有する者に特定配当等の支払をする株式会社等がその支払の際に徴収し、特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県に、徴収の翌月の10日までに納入 | 都道府県内に住所を有する者の源泉徴収口座が開設されている証券会社が源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、その支払を受けるべき日の属する年の１月１日時点の住所地の都道府県に、原則として徴収の翌年の１月10日までに納入 |
| ⑥所得割との調整 | 納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除 | |
| ⑦交付金 | 配当割収入額及び株式等譲渡所得割収入額から徴税費相当額（５％）を控除した後の金額の一定割合（100分の68。ただし、今後５年間は３分の２）を市町村へ交付<br>各市町村へは、当該市町村に係る個人道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年度以前３年度分の平均値）に応じて配分 | |
| ⑧施行時期 | 平成16年１月 | |

## 利子・配当・譲渡所得の課税の概要（住民税）

| | | | 地方税法 |
|---|---|---|---|
| 利子所得 | 預貯金及び公社債の利子等 | | 一律分離課税（利子割） |
| 配当所得 | 公募株式投資信託の収益の分配等 | | 特別徴収・申告不要（配当割）<br>※総合課税（所得割、配当控除適用有）の選択可 |
| | 利益の配当 | 上場株式等の配当（大口以外）等(注) | |
| | | 上記以外 | 総合課税（所得割、配当控除適用有） |
| 譲渡所得 | 株式等 | 上場株式等 | 特別徴収・申告不要（株式等譲渡所得割）（源泉徴収口座に限る）<br>※申告分離課税（所得割）の選択可 |
| | | 上記以外 | 申告分離課税（所得割） |
| | 土地等 | | 申告分離課税（所得割） |
| | その他の資産 | | 総合課税（所得割） |

（注）「上場株式等の配当（大口以外）」とは、その株式の保有割合が発行済株式総数の5%未満である者が支払を受ける配当をいう。